肝炎治療特別促進事業に関する問答集(秋田県)

- (問1) 副作用のためにインターフェロン治療を中止する場合、特例として認められている有効期間を2か月のばすための手続きはどうしたらいいか。
- (答)別記様式5による変更申請書を受給者の住所地を管轄する保健所に提出 してください。

その際、医師の意見欄への主治医の記載が必要となります。事前に保健 所に連絡ください。

- (問2) インターフェロン療法と同時期に実施する血漿交換療法は助成対象となるか。
- (答) C型肝炎に対する根治療法としてインターフェロン療法と同時期に実施 する血漿交換療法については助成対象とします。しかし、保険適用外のも のは助成対象としません。
- (問3)世帯の課税年額に変更があった場合、修正後の税額に基づく自己負担限 度月額・階層の変更は必要か。
- (答) 受給者証の有効期間中に、世帯の課税年額に変更があった場合において、 原則として修正後の税額に基づく自己負担額への変更の必要はありませ ん。

ただし、変更することが受給者の利益になる場合については、受給者からの変更手続きを認めます。

なお、変更後の自己負担限度月額・階層の適用については、受給者(申請者)が変更手続きを行った日の属する月の翌月(月の初日に手続きを行った場合は当該月)からとします。

- (問4) 住登外課税者(住民登録外課税者)も世帯の課税年額を証明する書類の 提出が必要か。
- (答) 自己負担限度額を決定するために確認が必要となる書類は住民票上の世帯を対象とするので、住登外課税者も課税年額を証明する書類の提出が必要となります。

- (問5) 県外において医療受給者証を所持する者が、県外から転入し、秋田県においても引き続き当該証の交付を受けようとする場合の手続きはどうしたらよいか。
- (答) 転入日の属する月の翌月末日までに転入先の住所地を管轄する地域振興 局福祉環境部長(保健所長)を経由して知事に申請してください。

なお、この場合における医療受給者証の有効期間は、転入日から転出前に交付されていた医療受給者証の有効期間の終期までになります。

提出が必要な書類は次のとおりです。

- 1 申請書
- 2 転入前に交付されていた医療受給者証の写し
- 3 健康保険証の写し
- 4 住民票抄本

【受給者証交付申請と同時に自己負担限度月額変更を行う場合の手続き】

もし、自己負担限度月額・階層に変更があり、変更することが受給者の 利益になる場合については、次の書類の提出により、申請と同時に自己負 担限度月額変更手続きが可能になります。

- 1 申請書
- 2 転入前に交付されていた医療受給者証の写し
- 3 健康保険証の写し
- 4 住民票謄本(世帯全員の名前が記載されているもの)
- 5 世帯全員の市町村民税(所得割)課税年額を証明する書類(市町村民税課税証明書等)